

平成 21 年度 第 3 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

- 1 協議会開会（保健福祉部長）
- 2 会長挨拶
- 3 報告
 - (1) 障害者福祉施策に関わる国等の動き

 - (2) 平成 22 年度障害者福祉関連施策予算および施策について

 - (3) 杉並区障害者地域自立支援協議会の取り組みについて

 - (4) その他
- 4 意見交換

- 5 次年度の協議会の運営について

- 6 閉会

【配布資料】

- 資料 1－1 全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会資料）抜粋
- 資料 1－2 肝機能障害の障害認定追加について
- 資料 2 杉並区障害者計画・障害福祉計画の進捗について
- 資料 3－1 平成 22 年度 障害者福祉関連施策予算について
- 資料 3－2 平成 22 年度 障害者福祉関連施策の新規および主な事業変更について
- 資料 3－3 22 年度障害者生活支援課に関する予算項目
- 資料 4 杉並区障害者地域自立支援協議会の取り組みについて

**全国厚生労働関係部局長会議
(厚生分科会)資料**

**社会・援護局 障害保健福祉部
平成22年1月15日(金)**

平成22年度障害保健福祉関係予算【案】の概要

◆予算【案】

21年度予算 22年度予算【案】 (対前年度増減額、伸率)
 9,936億円 → 1兆1,202億円 (+1,266億円、+12.7%)

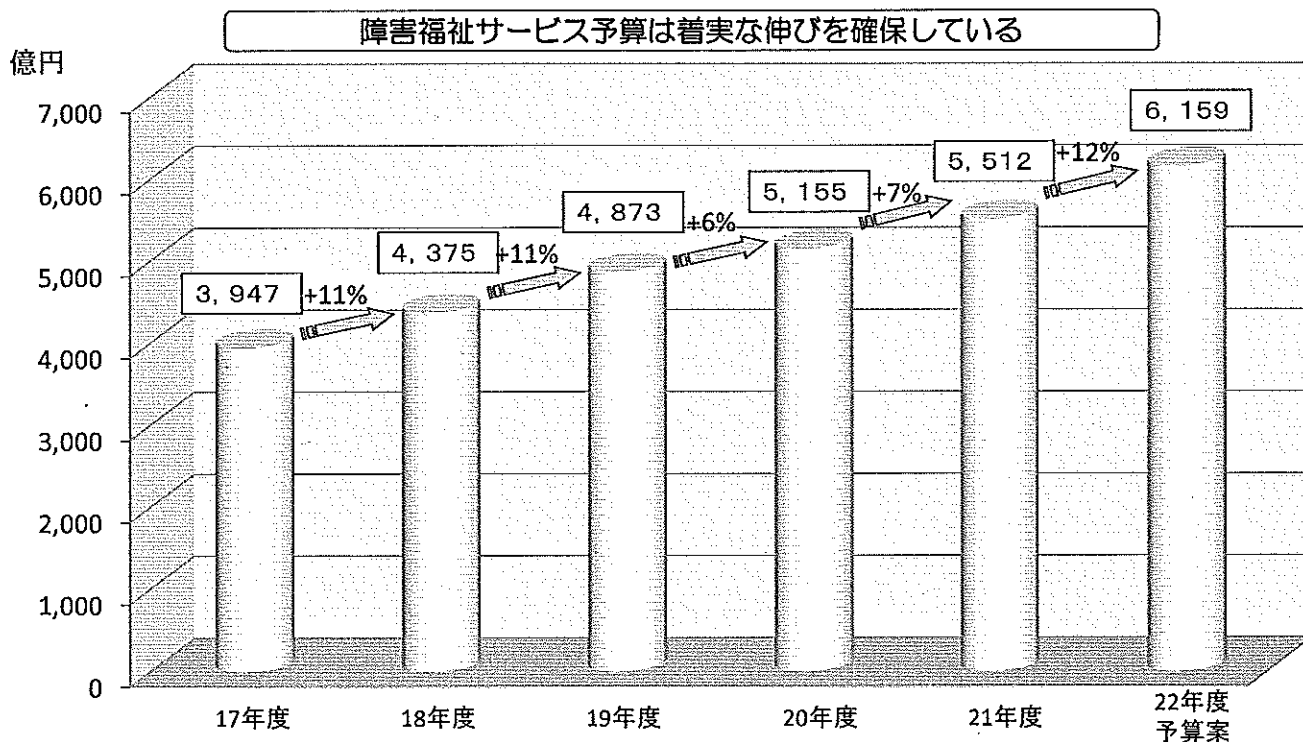
◆障害福祉サービス関係費 (自立支援給付+地域生活支援事業)

5,512億円 → 6,159億円 (+ 648億円、+11.8%)

【主な施策】

	(対前年度増▲減額)
○ 利用者負担の軽減【新規】 ※障害者自立支援給付費負担金及び児童保護費等負担金の内数	107億円 (-)
○ 良質な障害福祉サービスの確保	5,719億円 (+648億円)
○ 地域生活支援事業の着実な実施	440億円 (± 0億円)
○ 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	1,954億円 (+507億円)
○ 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進【新規】	4.7億円 (-)
○ 障害児施設に係る給付費等の確保	710億円 (+93億円)
○ 重症心身障害児(者)に対する在宅支援の推進	31億円 (+1.2億円)
○ 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援する施策の推進	47億円 (+2.1億円)
○ 自殺対策の推進	6.0億円 (+0.6億円)

障害福祉サービス予算の推移



(注1) 平成17年度については、自立支援法施行前の障害福祉サービス関係予算(支援費等)を積み上げたものである。

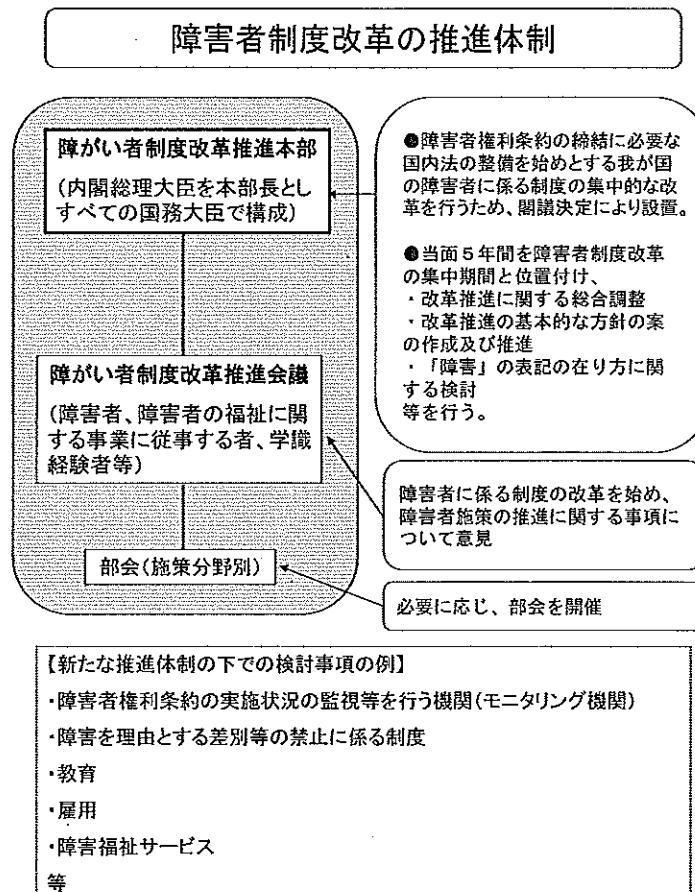
(注2) 平成18年度については、自立支援法施行前後の障害福祉サービス関係予算(支援費、自立支援給付等)を積み上げたものである。
 (自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注3) 平成19年度～22年度については、自立支援法に基づく現行のサービス体系における予算(平成20年度は補正後)である。

【障害者保健福祉について】

- 昨年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている。
- 今後、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。
 - ・12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。
 - ・1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。
- この新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算案においては、低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとしている。

【平成21年12月15日 第1回障がい者制度改革推進本部資料(内閣府作成)】



利用者負担の軽減措置について

- 障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくることとしている。
- そこで、昨年12月25日に閣議決定された平成22年度予算案において、この新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとした。
- 施行期日：平成22年4月1日（予定）

（参考：現行の利用者負担一覧）

区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般（市町村民税課税世帯） 市町村民税所得割				世帯の範囲	
		低所得1	低所得2	16万円→	28万円→	46万円→	46万円超	者	児
福祉サービス（居宅・通所） 【障害者】	0円	1,500円	3,000円 通所：1,500円	9,300円	37,200円			本人 及び 配偶者	住民 基本 台帳上 の世帯
福祉サービス（居宅・通所） 【障害児】	0円	1,500円	3,000円 通所：1,500円	4,600円		37,200円			
福祉サービス（入所施設等） 【障害者】	0円	個別減免 0円～15,000円	個別減免 0円～24,600円	37,200円					
福祉サービス（入所施設等） 【障害児】	0円	3,500円	6,000円	9,300円		37,200円			
補装具	0円	15,000円	24,600円	37,200円			全額 自己負担		

【利用者負担の軽減の具体的な内容等について】

- 利用者負担の軽減について、具体的には、所得階層の低所得1・2に該当する障害者及び障害児の保護者に係る、次に掲げる利用者負担を無料とする。
 - ① 障害福祉サービス（療養介護医療を除く。以下同じ。）に係る利用者負担
 - ② 障害児施設支援（障害児施設医療を除く。以下同じ。）に係る利用者負担
 - ③ 補装具に係る利用者負担
- 利用者負担の軽減に関し、以下に留意されたい。
 - ① 今回の利用者負担の軽減においては、特別対策（平成19年4月）又は緊急措置（平成20年7月）において軽減の対象ではなかった、入所施設やグループホーム、ケアホーム等を利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者等も対象とする。
 - ② 補足給付（特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等）については、引き続き、従前と同じ方法により算出する。
※ 今回の措置により、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となるが、その分の額を補足給付から減らすことなどは行わない。
 - ③ 療養介護医療又は障害児施設医療に係る利用者負担については、今回の軽減の対象外であることから、従前と同じ方法により算出して行うこととする。
※ 療養介護又は障害児施設支援に係る利用者負担は、「福祉部分」、「医療費部分」及び「食事療養」で構成されるが、今回の措置は、このうち「福祉部分」の負担を無料とするものであり、「医療費部分」及び「食事療養」に係る利用者負担は従前と変わらない。

身体障害者福祉法における肝臓機能障害の追加について

1. 経緯

- ・薬害肝炎全国原告団・弁護士との大臣協議において、肝機能障害を身体障害者に位置付けることを検討する旨回答。(平成20年9月9日)
- ・肝機能障害の評価に関する検討会(平成20年10月27日設置、計7回開催)において、肝機能障害が重症化し、治療による症状の改善が見込めず回復困難になっているものについては身体障害の対象となるとの報告書が取りまとめられる。(平成21年8月24日)
- ・身体障害認定分科会において、認定基準も含め、肝臓機能障害を身体障害者手帳の交付対象範囲に追加することについて、了承。(平成21年9月11日)
- ・平成22年4月1日から身体障害者手帳の交付対象となる障害に「肝臓の機能の障害」を追加する等の改正を行う、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令等を公布。(平成21年12月24日)

(参考)平成21年12月24日に公布した政省令及び発出した通知

- 【政 令】 身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令(政令298号)
- 【省 令】 身体障害者福祉法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第157号)
- 【認定基準】 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)の一部改正について(障発1224第2号・障害保健福祉部長通知)
- 【認定要領】 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)の一部改正について(障企発1224第1号・障害保健福祉部企画課長通知)
- 【疑義回答】 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について(障企発1224第2号・障害保健福祉部企画課長通知)
- 【手続き等】 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(障発1224第3号・障害保健福祉部長通知)

2. 対象者

- ・重症の肝臓機能障害が一定期間継続している者(1級～4級を設定)(原因となる疾病を問わない。)
- ・肝臓移植を受けた者は1級として認定(既に移植を受けた者を含む。)
- ・全体で3万人～5万人程度を想定

3. 対象となるサービス等

- ・身体障害者手帳が交付されることを受けて、身体障害者として、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや自立支援医療(更生医療・育成医療)の対象に追加する。(既に移植を受けた者の抗免疫療法等も対象とする。)
- ・併せて以下の制度についても、政令改正等を行い肝臓機能障害を対象に追加する。
 - ① 公職選挙法施行令の改正
選挙の際に郵便による投票を行うことができる身体障害者等の範囲に「一定程度の肝臓の障害がある者」を追加。
 - ② 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正
企業の障害者雇用義務の対象となる身体障害者の範囲に「肝臓の機能の障害」を追加。
(併せて、企業の障害者雇用率や障害者雇用納付金の算定対象にも追加される。)
- ・また、平成22年度税制改正により、所得税や住民税の障害者控除等各種税制優遇措置等の対象に肝臓機能障害を追加する。
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方に対する各種施策の対象に追加することについては、関係省庁及び関係団体等に協力を要請中。

肝臓機能障害の障害認定追加について

平成 22 年 4 月から肝臓機能障害が身体障害に認定されることになりました。
概要は以下のとおりです。

1 対象者

- 重症化し回復困難となっているものは身体障害にあたるという考え方から
(1) 認定基準（チャイルドピユウ分類による評価を基本とし、補完的な
検査数値、病歴、日常生活に関する病状を総合的に勘案）に該当する肝
臓機能障害のある方
(2) 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

2 推定人数

身体障害者手帳の対象となる重症の肝臓機能障害の方は、全国で 3 万から
5 万人、肝臓移植者は 4 千から 5 千人と言われており、杉並区では人口比で
100 人から 200 人ほどになると思われます。

3 等級

- ・ 1 級 肝臓の機能障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
- ・ 2 級 肝臓の機能障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
- ・ 3 級 肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社
会での肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるも
のを除く）
- ・ 4 級 肝臓の機能障害により社会での肝臓の機能障害により日常生活活
動が著しく制限されるもの

4 施行時期

平成 22 年 4 月 1 日

5 申請手続き

各福祉事務所、区役所障害者施策課で 2 月 1 日から受付中です。申請の際
は、指定医師の作成した診断書・意見書、写真、印鑑が必要です。

※問合せ先 杉並福祉事務所各事務所

杉並区障害者計画・障害福祉計画の進捗について

平成21年3月に策定した「杉並区障害者計画・第2期障害福祉計画」は、3つの視点と10の推進プランを柱として、「障害のある人が自分らしく生きることのできるまち」の実現に向け、数値目標を掲げて達成するための主な事業の取組等を示しています。

現時点における平成21年度の主な事業の進捗状況と課題について、以下のとおり整理しました。

※平成21年度の実績数値は、基本的に平成22年2月末の数値です。

○推進プラン4 入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進

これまで、比較的重度の障害者の中には、住み慣れた地域や家族から離れて、遠隔地にある施設や病院を生活の場とせざるを得ない状況がありました。また、地域の受入条件が整えば、退院可能な精神障害者が長期にわたり入院している状況があります。

施設入所や入院でなくても地域で安心して生活できるよう、関係機関が地域移行を推進するための体制を整備し、本人の意向を尊重した地域生活への移行を積極的に促進します。

【実績／目標】

・障害者入所施設からの地域移行

	実績			計画			
	19年度	20年度	21年度	21年度	22年度	23年度	25年度
地域移行者数	7人	6人	13人	13人	14人	14人	15人
施設入所者数	308人	304人	302人	308人	300人	294人	284人
都外施設入所者数	156人	155人	148人	149人	143人	137人	130人
構成比	50.6%	51.0%	49.0%	48.4%	47.7%	46.6%	45.8%

注)平成21年度の実績数は、平成21年12月末の数値です。

・精神科病院からの退院促進

	実績			計画			
	19年度	20年度	21年度	21年度	22年度	23年度	25年度
退院促進者数	2人	4人	3人	10人	10人	10人	10人

【進捗／課題】

障害者入所施設からの地域移行は、すだちの里すぎなみを中心とした地域移行の取組や区内グループホーム(以下「GH」という。)の整備により、計画数値と同程度の実績でした。さらに地域移行を進めるためには、重度障害者の受入可能なGHの整備や、都外入所施設との地域移行のための連携体制などが必要です。

精神科病院からの退院促進は、平成20年度に新規対象者5名、協力病院9ヶ所、都の退院促進GH活用型ショートステイ事業の活用などにより、3人の実績がありました。計画数値10人を達成できませんでした。今後、協力病院など関係機関との連携強化や、支援体制の整ったGHなどの社会資源の整備が必要です。

○推進プラン6 援助のある安心な生活の場の確保

自宅やアパートなどでの生活が難しい障害者が、地域で生活を継続していくためには、グループホームの確保が重要です。区では、家賃助成や運営費補助などの支援を行うとともに、グループホーム等の立ち上げ時の支援を強化し整備を進めます。また、世話人や生活支援員に対する研修会の実施などによりサービスの質の向上にも努めていきます。さらに、重度の身体障害者を対象とするグループホームや入所施設の整備を進めます。

【実績／目標】

	実 績			計 画
	19 年度	20 年度	21 年度	25 年度
知的障害者 GH	23 ヶ所	23 ヶ所	27 ヶ所	42 ヶ所
精神障害者 GH	6 ヶ所	6 ヶ所	7 ヶ所	12 ヶ所
身体障害者 GH	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	2 ヶ所

【進捗／課題】

これまでNPO 法人や社会福祉法人との連携により、GHの整備に努めてきました。平成20年度に2ヶ所事業廃止があり、平成21年度では平成19年度30ヶ所から5ヶ所増え35ヶ所となりました。計画数値の平成25年度に56ヶ所の整備に向け、NPO 法人や社会福祉法人との連携をより深め整備に拍車を掛けていく必要があります。施設の整備とともに、サービスの質の向上についても重要であることから、GH等の整備のあり方や運営方法などに関するガイドラインを利用者や事業者からの意見を取り入れ平成21年度に作成しました。

なお、平成21年度に身体障害者を対象とする GH が自立支給付の対象となりました。また、平成21年7月には重度身体障害者を対象とする入所支援施設が開設されました。

○推進プラン8 雇用の場の拡大・就労支援の促進

障害者の就労に対する希望に応えるため、一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援に努めます。杉並区障害者雇用支援事業団を中心として就労支援関係機関と連携を図りながら就労を促進していきます。また、安定して就労が継続できるように定着支援を充実していきます。一般就労に結びつかなくても、作業所等の工賃が向上するように取り組んでいきます。

【実績／目標】福祉施設からの就職者数

	実 績			計 画			
	19 年度	20 年度	21 年度	21 年度	22 年度	23 年度	25 年度
就職者数	29 人	29 人	14 人	50 人	50 人	50 人	50 人

注)平成21年度の実績は、平成22年1月末の数値を示しています。

【進捗／課題】

厳しい雇用情勢の中、平成21年度の就職者数は例年に比べて少なく、計画数値を大きく下回っています。就労を目標とする就労移行支援事業所からの就職者がいませんでした。作業所内で就労担当者が十分就労支援を行えない人員体制や、精神障害者の就労支援の難しさ等が課題としてあります。なお、すぎなみ仕事ねっこの活動により、作業所の平均工賃は平成18年度に比べ約1.5倍になっています。

○推進プラン10 社会参加の促進

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共に生きるまちの実現につながっていきます。移動やコミュニケーション手段の確保、障害者同士の活動の支援、さらに多様な講座の開催など、積極的に社会への参加が図れるよう支援に取り組めます。

特に、様々な活動に参加するための移動支援は、障害が重くても積極的に外出が可能となるよう、担い手を養成するとともに、サービスの質を高めていきます。

【実績／目標】移動支援事業

	実 績			計 画			
	19年度	20年度	21年度	21年度	22年度	23年度	25年度
利用者数	412人	441人	488人	428人	444人	461人	494人
利用時間	6,496h	6,754h	8,555h	8,167h	8,833h	9,285h	10,226h

注)実績と計画ともに各年度10月の数値です。ただし、計画の23・25年度は、年度末の数値です。

【進捗／課題】

平成21年度から移動支援事業の基本時間を増やしたことから、平成20年度に比べて平成21年度の利用時間が大幅に増加しました。今後も、利用者数や利用時間ともに増加していくと見込まれ、利用が集中する時間帯によっては不足が生じてしまうことが予測されます。

人材育成や通学等の支援を移動支援事業と別けるなど、移動支援が安定して利用できるよう仕組みを整えていく必要があります。なお、通学等の支援を平成21年度から別事業として実施するとしていましたが、関係機関との調整により、平成23年度からの実施に向けて検討しています。

平成22年度 障害者福祉関連施策予算について

1 平成22年度当初予算規模

(単位：千円)

会計区分	22年度当初予算	21年度当初予算	増減額	前年比
一般会計	151,283,000	142,712,000	8,571,000	106.0%
国民健康保険事業会計	48,608,167	51,567,995	△2,959,828	94.3%
老人保健医療会計	89,725	149,858	△60,133	59.9%
介護保険事業会計	29,871,685	28,055,847	1,815,838	106.5%
後期高齢者医療事業会計	11,619,906	10,376,069	1,243,837	112.0%
合計	241,472,483	222,485,700	18,986,783	108.5%

2 障害者福祉関連一般会計予算規模

(単位：千円)

科目	22年度当初予算	21年度当初予算	増減額	前年比
保健福祉費	62,386,101	53,652,297	8,733,804	116.3%
社会福祉費	27,443,095	25,232,525	2,210,570	108.8%
障害者福祉費	7,131,371	6,861,323	270,048	103.9%

3 主な障害者福祉関連施策

政策	施策	主要事業
子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために	・障害児の援護の充実	発達障害児専門相談・グループ指導(拡) 8,959千円
		地域デイサービス等事業運営助成(継・実) 94,478千円 障害児保育(実) 56,776千円
共に生きるまちをつくるために	・障害者の社会参加や就労機会の拡大	障害者通所訓練・授産事業等(継) 111,080千円
		(財)障害者雇用支援事業団(継・実) 103,932千円 就労支援事業(新・実) 4,068千円
	・障害者の地域社会での自立支援	障害者入所・通所施設の整備(継・実) 97,827千円
		障害者自立支援サービス(継) 3,347,284千円 障害者地域生活支援事業(継・実) 547,424千円 障害者グループホームの建設助成(新) 12,480千円
・地域福祉の基盤整備	成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護(拡・実) 25,277千円	
	移送サービスの支援(継・実) 20,699千円	
魅力ある学校教育のために	・多様な教育機会の提供	特別支援教育(障害児教育)(拡・実) 130,099千円

拡・・・拡充事業 継・・・継続事業 新・・・新規事業 実・・・実施計画事業

22年度障害者福祉関連施策の新規および主な事業変更について

1 「救急情報キット」の配布 (保健福祉管理課)

災害時要援護者の方を対象として、緊急時に必要な支援内容や救急医療などに関する情報を専用の容器に入れて保管する「救急情報キット」を作成する。これを希望者に配布し、自宅の所定の場所に保管し表示することで、緊急時に必要な支援を効率的に行うとともに、消防署や医療機関などとの関係機関と迅速な連携に役立てる。

2 利用者負担軽減について (障害者施策課)

(1) 障害福祉サービス・補装具

平成22年4月1日より、障害福祉サービス(療養介護医療を除く)及び補装具に係る、低所得(区民税非課税)世帯の方の利用者負担を無料とする。

参考：現行の低所得の障害者に係る利用者負担

福祉サービス(居宅)・・・最大 3,000 円

福祉サービス(通所)・・・最大 1,500 円

福祉サービス(入所、グループホーム等)・・・最大 24,600 円

補装具・・・最大 24,600 円

(厚生労働省「平成22年度障害保健福祉関係予算(案)の概要」より抜粋)

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業(移動支援・日帰りショートステイ・訪問入浴・日常生活用具給付・地域活動支援センター)の利用者負担額については、サービス利用料の3%に軽減をしてきたところである。平成22年4月1日より、低所得(区民税非課税)世帯の方の利用者負担については、さらに負担を軽減し、無料とする。

3 重度知的障害者グループホーム建設について (障害者施策課)

バリアフリーや防音対策が整った、重度知的障害者を対象とするグループホーム(定員12名程度の予定)を、区有地を活用し整備する。

整備費の一部を区が助成し、障害者が自立した生活に向けた支援体制の充実を図る。

なお、この整備においては、区が重度知的障害者グループホームを整備・運営する事業者をプロポーザル方式により公募する。

※詳細は、資料4「重度知的障害者グループホーム建設について」参照

4 ガイドヘルパー養成講座について (障害者施策課)

区の委託事業である障害者移動支援事業所の人材不足等により利用者ニーズに十分な対応ができない状況を解消するとともに、障害者の外出支援に関わりたいと考えている区民の参加につなげるため、平成22年度にすぎなみ地域大学を活用した「障害者ガイドヘルパー養成講座」を実施する。この講座修了者に対しては、ガイドヘルパーとしての区独自資格を付与する。

※詳細は、参考資料「ガイドヘルパー養成講座 募集チラシ」参照

5 障害者基礎調査について (障害者施策課)

障害者計画や障害福祉計画の策定及び障害者施策をより効果的に実施するため、障害者の生活実態を把握する調査を行う。

なお、調査時期・調査対象・調査項目等詳細については、今後検討する。

6 発達障害者支援について (障害者生活支援課)

増加している発達障害の相談に対応するため、中学卒業時期から成人期の発達障害者を対象に、個別支援プログラム、グループ支援プログラム等を実施する。事業実施については、より身近な相談機関と連動していくよう検討していく。

7 すぎなみワークチャレンジ事業 (障害者生活支援課)

現在、杉並区パート職員として、知的障害者2名を雇用しているところだが、新たに精神障害者1名を雇用し、就労を促進していく。

8 ステップアップ雇用事業委託 (障害者生活支援課)

長時間勤務等が難しい障害者(主に精神障害者)を区内の事業者等が短時間勤務で雇用し、雇用形態をとった中で就労支援を行なうことで長時間雇用を可能とし、他の事業所での長時間雇用への移行を図る。

9 特例子会社誘致事業 (障害者生活支援課)

区内に特例子会社を誘致することにより、作業所等から中重度の障害者の一般就労を促進させる。

22年度障害者生活支援課に関する予算項目

1. 障害者地域生活支援事業

○地域自立生活支援センター運営委託 2所

○相談支援事業所運営委託 3所

○新規相談支援事業所（7月開設を予定）

○障害者地域自立支援協議会

○相談支援充実・強化事業委託 600千円

- ・引きこもりなどによりサービスに繋がっていない障害者への支援。

○発達障害者支援 3,180千円

- ・社会適応支援プログラム（仮称）の実施委託 1式 2,500千円

中学卒業時期から成人期の発達障害者を対象に、個別支援プログラム、グループ支援プログラム等を実施する。（委託）、初度備品、消耗品 640千円

- ・講演会謝礼金 40千円

2. 就労支援事業 <重点事項>

○すぎなみワークチャレンジ事業 ・パート職員(知的障害者2名、精神1名)雇用

○区役所実習奨励金(企業実習含む)

新○ステップアップ雇用事業委託

- ・長時間勤務等が難しい障害者(主に精神障害者)を区内の事業者等が短時間勤務で雇用し、雇用形態をとった中で就労支援を行なうことで長時間雇用を可能とし、他の事業所での長時間雇用への移行を図る。
- ・ステップアップ雇用における勤務時間は、週10時間未満とする。(10時間以上20時間未満は国の別制度がある)
- ・対象障害者の月額賃金の1/3を1年間補助する。

新○特例子会社誘致事業

- ・区内に特例子会社を誘致することにより、作業所等から中重度の障害者の一般就労を促進させる。

3. 障害者通所訓練・授産事業（工賃アップ支援）

○ポイントカウンセリング 作業所等からの希望に合わせ、ポイント的に経営コンサルタントのアドバイスがもらえるようにする。

○ホームページ保守、管理 ・自主生産品販路拡大のため、すぎなみ仕事ねっとのホームページの保守管理や自主生産品の販売を促進する。

4. 障害者施設移行支援

○リサイクル推進事業（廃油）補助金

小中学校からの廃食油最燃料化事業を支援するために、関係施設のネットワークを支援するために補助金を支出する。

5. その他既定事業

○施設利用者の給食費・交通費助成 ○小規模作業所への運営費 ○送迎サービス支援事業

杉並区障害者地域自立支援協議会の取り組みについて

I 部会の取り組み

- 1 相談支援部会・・・月1回開催。
 - ・ 発達障害の事例検討の積み重ねをおこなった。
 - ・ GH への見学会（相談支援部会委員が様々な GH の利用者、世話人と食事をしながら、交流をして、相談支援事業所を知ってもらう目的。）
- 2 地域移行促進部会・・・1回開催
 - ・ 障害者が安心して医療機関にかかるための必要な情報や受診・服薬を継続するためにどんな支援が必要かの実態把握するためのアンケートを行なった。今後、医療機関と連携していくための参考資料としていく予定。
 - ・ 本人の状態を適切に医療機関等に伝えるための〇〇ノートの作成準備。

II 第3回地域自立支援協議会

- 1 開催日時 平成22年3月12日（金）
- 2 議題

(1) 地域の課題について

テーマ「障害者サービスと連携について」

＜論議内容の予定＞

今回は、サービスのつながりや連携がうまくいっている地域事例の資料を参考に、上記のような現状について、学校・事業所・相談機関・地域・家庭でサービスをどのようにつないでいるか、つながっていないか、つなげられないのかなどの現状を論議する予定。

次回、つなぐことの大切さと欠けているサービスをどう埋めていくのか、何が足りていて何が足りないのかの論議とサービスのあり方や求められる障害者サービスと連携に関して話し合っていく材料とする。

(2) 報告

来年度の障害者関連の予算について。

雇用支援ネットワーク全体会から

3 その他

次回 日程等 予定日 6月上旬

会 議 記 録 (要旨)

会 議 名 称	平成 21 年度 第 3 回杉並区障害者福祉推進協議会	
日 時	平成 22 年 3 月 16 日 (火) 午前 10 時から 12 時	
場 所	第 3・4 委員会室	
出 席 者	委 員	(敬称略) 助川・伊東・斎藤・西川・高橋・山本・西山・鈴木・杉原・柳田 (小川委員代理)・長島・土屋・佐藤・中津・間彦・日高 (欠席) 笠原・窪田・木全・山内・山田・松浦・小林
	幹 事	遠藤保健福祉部長・大森障害者施策課長・末久障害者生活支援課長・片山福祉事務所高井戸事務所担当課長・和久井高齢者施策課長・河合保健予防課長 (欠席) 黒瀬保健福祉管理課長・安藤児童青少年課長
	事務局	障害者施策課 (井上・毛利・阿部・福原・本館) 障害者生活支援課 (鈴木 (幹)・鈴木 (久)) 保健福祉管理課 (伊藤) 保健予防課 (櫻井)
配布資料	<p>【配布資料】</p> <p>資料 1 - 1 全国厚生労働関係部局長会議 (厚生分科会資料) 抜粋</p> <p>資料 1 - 2 肝機能障害の障害認定追加について</p> <p>資料 2 杉並区障害者計画・障害福祉計画の進捗について</p> <p>資料 3 - 1 平成 22 年度 障害者福祉関連施策予算について</p> <p>資料 3 - 2 平成 22 年度 障害者福祉関連施策の新規および主な事業変更について</p> <p>資料 3 - 3 22 年度障害者生活支援課に関する予算項目</p> <p>資料 4 杉並区障害者地域自立支援協議会の取り組みについて</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度知的障害者グループホームの整備について ○区独自の障害者ガイドヘルパー資格制度の設置について ○ガイドヘルパー養成講座 募集チラシ ○SOSカードのご紹介 	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議会開会 (保健福祉部長) 2 会長挨拶 3 報告 <ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉施策に関わる国等の動き 平成 22 年度障害者福祉関連施策予算および施策について 杉並区障害者地域自立支援協議会の取り組みについて その他 4 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> 次年度の協議会の運営について 5 閉会 	
会議の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会の挨拶 (大森障害者施策課長) 2 会長挨拶 (助川会長) 	

3 報告

(1) 障害者福祉施策に関わる国等の動き（資料1-1、1-2）

(2) 平成22年度障害者福祉関連施策予算および施策について
（資料2、3-1、3-2、3-3および参考資料）

(3) 杉並区障害者地域自立支援協議会の取り組みについて（資料4）

(4) その他

- ・内部障害者の駐車場利用について

- ・「SOSカード」の紹介（鈴木委員）（参考資料：SOSカードのご紹介）

<報告に対する質疑応答>

○区有地を借地とする重度障害者グループホーム整備について、今後も区有地の活用や区営住宅の障害者優先使用などの計画はあるか。

⇒障害者計画等に沿った計画数値があるが随時必要性を見ていきたい。また住宅課等の関係部局とも調整していきたい。

○精神障害者の退院促進が進まないのは、地域生活の基盤になる収入の問題があるのではないか、基礎調査の中で収入実態の調査と対策が必要ではないか。

⇒22年度の基礎調査にも盛り込んでいけたらと考えている。

精神障害者の地域移行では病院からがほとんどで、生活保護対象になることが多い。長期入院の場合、当事者の意欲や家族の感情などもなどに配慮する必要があるが、今後の課題と認識している。

○地域移行の推進の課題では、まず入所や入院を減らす予防的な取り組みも大切ではないか。また、障害者の住まいの問題は、設置だけでなく、運営をしていく「人手」を確保することが大変。特に福祉現場では、女性が多いため「力の人手」を確保する施策も期待したい。また、中学校以降の放課後支援についても早急に検討してほしい。

⇒ご意見として受け止めたい。

○区独自のガイドヘルパー養成講座は、単にガイドというだけでなく障害者の命を預かる事業であることを考えると、研修計画の時間数では不足で60時間くらい必要と思うがいかがか。また、フォローもしていただきたい。

通院介助についても、資格要件がありニーズが高いので必要な人も使えないでいるが、区の独自対応は考えられないか。

⇒都の養成カリキュラムを参考にした計画だが、委託先の杉並区居宅・外出介護事業者協議会との連携の下に育成・支援していく。通院介助については、自立支援法内サービスであり、国の施策と合わせていくものであるが、機会があれば意見としてあげたい。

⇒養成講座の委託を受けた立場から、研修後のOJTなどでしっかりとした体制が取れるよう「試金石」としての覚悟があり、ご理解と支援をいただきたい。

○22年度新規相談支援事業所の計画があるが、プロポーザル情報が決まっていれば提供を。⇒現時点では未定。決定すれば早急に情報提供したい。

○マイルドハート高円寺に障害者施設が入ったことは良かった。高齢障害者の問題

が、浮上しているが、高齢者施設と連動した施策計画はあるか。

また、高齢障害・重度障害者の居宅介護（2人派遣など）、訪問看護などは、十分に利用できていない現状もあるがいかがか。

⇒高齢者施設との連動は、国の施策状況なども見て計画していきたい。また65歳からは介護保険が基本だが、障害福祉サービスについては当事者の状況、環境等によって必要と判断されるものは、支給していくものとする。これらは福祉事務所や相談支援事業所に気軽に相談されるようお願いしたい。

○障害者権利条約の批准について、区はどう考えるか。

⇒多角的な解釈があるので情報収集に努めたい。

○障害者の住みよいまちづくりで、横断歩道のエスコートゾーンなど高円寺駅周辺が東京都モデル事業に指定されているが、荻窪地域や幹線道路などのほうが必要性が高いため拡充をお願いしていたがいかがか。

⇒リスクの高いところを優先できるように関係部署と調整していきたい。

○精神障害者の作業所は、通所者が増えて手狭となりすし詰め状態である。施設等ハード面での拡大への助成はできないか。

⇒通所者増の状態ではあるが、作業所によっては少人数のため、法内事業に移行できないところもあり、利用先の調整が必要であると考えている。

4 協議会運営についての意見および参加委員から一言

- ・身体障害者は在宅が多く、親が見なければと考える人が多い。情報量が少ないので、配慮してほしい。

- ・成年後見制度実施後10年たったが、高齢者に比べて知的、精神等の障害者の利用は、まだ少ない。協議会などでさらに周知していきたい。

- ・就労支援についてワークサポートの実績は、ほぼ目標に到達できるかと思う。施設からの地域移行が進まないのは構造の問題ではないか。今日のような意見交換の場で、より現場に近い生の声を聞く機会もあってよいのではないか。

- ・在宅でサービス利用がうまくいっていないケースなどを聞くと相談支援事業所がもっと活用されるようにPRする必要があると感じた。

- ・日常的な業務に埋没していると、地域の概要が見えないことがあるが、障害福祉に限らず、区全体の施策の概要などに触れることができる良い機会だった。

- ・中部総合精神保健福祉センターでは、ホステル（生活訓練）が終了となる。ショートステイの継続と地域支援に力を入れていく予定なので今後も利用していただきたい。

- ・ハローワークでは、障害者就職相談会などを実施しているが、22年度は特例子会社誘致3社を計画している。杉並区でも22年度の計画があると聞いたが、是非、連携協力していきたい

- ・障害者の住みよいまちづくりでは、バリアフリーや交通対策などの取り組んでいるところである。また、阿佐ヶ谷駅前手話交番として手話のできる警察官も置いているので利用していただきたい。

- ・町会連合会で参加している。震災救済所でもある学校でも障害者が利用できるト

イレがない。開かれた地域の学校として、障害者も気軽に立ち寄れるような場所になってほしい。

- ・障害者支援については、商店街連合会をあげて参加している。店が開店している間は「必ず人がいる」ので、手助けできるのであれば声をかけてほしい。協議会で得た情報は、各町会に流すようにしている。
- ・障害者の中には情報や新しい仲間を求めている人が大勢いるはずである。しかしプライバシーが優先される昨今では、新しい仲間を見つけにくい現状である。仲間をつなげてほしい。
- ・障害者の集会などで使用する施設でいつも苦勞している。また、設備も古くなっているので寄付したり持ち寄ったりしているが、そういった備品の充実も願いたい。

伊東副会長

- ・住まいの問題は施設整備だけではなく、虐待や権利侵害など問題が多い。運営等のソフト面をどう充実させていくかは大きな課題で、行政がどうチェックしていくか問われるところかと思う。

この協議会は多方面からの意見を聞ける貴重な場であり、先のご意見のように現場の声も聞けたらよいと思う。引きこもりなどで、受信発信の機会のない人にどう情報を送り、発見してつなぐかも課題である。また、あまり話題としてあがってこないが、障害者の社会参加や文化交流なども重要であると思う。

助川会長

- ・たくさんの情報をきちんと共有することが大切。対応がうまくいっていないときこそ「連携」「連携」声上がることが多いが形式的になりがち。次年度もこの協議会を利用してより良い情報共有ができればと考える。

5 閉会

次回 22 年度 3 回開催予定